

社会福祉法人埼玉のぞみの園 行動計画

職員の仕事と子育ての両立や有給休暇の有効取得等ができ、各職員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和9年1月31日まで

目標1：「子供を育てながらでも働き続けられる」そう思える職場を目指す。
それらを支えられる職場の体制・ムード・意識を作る。

従来実施している次の取り組みを継続、同時に社員に制度の周知を図る。

- 育児休業制度等に関する相談窓口（女性）の充実
電話・来所での相談に加えメール相談をスタート！
- 休業前ミーティングの実施。
- 復職後ミーティングの実施。
- 男性職員の育休取得について制度の周知を図る。
管理者、庶務職員への広報から着実に！
- 子の都合による有給休暇等を取得しやすい職場環境を目指す。
ゆとりある人材配置を図る、意識を変えて、ムードを醸成！

社会福祉法人埼玉のぞみの園 行動計画

女性職員の活躍を推進するため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和9年1月31日までの5年間

目標1：採用した労働者に占める女性労働者の割合が雇用形態に関わらず
全体で50%を超えるようにする。

- 令和4年2月～ 女性が活躍できる職場であることについて求人活動の全般において積極的に広報する。

目標2：職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる
職場づくりを目指す

- 令和4年2月～ 育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対して
再雇用を試みる。



社会福祉法人
埼玉のぞみの園